各保育・教育施設設置者 様 施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保護者への一層の登園自粛要請等について

1 保護者への登園自粛要請について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

4月7日の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が出された後も、感染拡大が続いており、市内の保育所等においても新型コロナウイルス感染症の陽性となる関係者が出るなど、保育所等への影響も出てきています。

本市では、これまでも保護者の皆様に対して、<u>ご家庭で保育が可能な場合には、登園を控えていた</u> <u>だくようお願い</u>をしておりましたが、保育所等での感染を防止し、社会全体での流行を食い止めるためにも、これまで以上に登園を自粛していただくよう要請することとしました。

つきましては、別紙の保護者の皆様へのお知らせを配布いただくようお願いいたします。なお、お知らせにつきましては、既に登園を控えている保護者の方にお渡しいただく必要はありませんので、各園で適宜必要な方にお渡しください。

また、政府からも外出禁止により接触機会を8割削減していくという目標も出されていることから、今回お示しする保護者の職業要件に当てはまる場合においても、ご家庭で保育が可能な日については、登園の自粛や、できるだけ登園時間を短くするようお願いしてください。

なお、お示しする職業要件に当てはまらない方で業務につく必要がある場合や、福祉的要件で保育 が必要な場合などについては、個別に保護者の方とご相談、あるいは区役所とも調整していただくよ うお願いいたします。

【添付資料】 保護者の皆様への配付資料

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」

2 日曜日、大型連休時等の連絡について

保育所等の関係者(職員・在園児・保護者)については、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や陽性となった場合について、ご本人から園にご連絡をいただき、園から各区にご連絡をいただくようお願いしています(令和2年4月17日付「保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等について」(保育・教育運営課長通知))。日曜日や大型連休に備え、保護者等に対して園の緊急連絡先をご案内している園もあるかと思いますが、休み中に連絡が取れない園については、休み明けの連絡により急な対応が必要となることも想定されます。

そこで、日曜日や大型連休の際に当該事案が発生した場合に、必要に応じて保健所等からの連絡を希望する園については、各園の連絡先を各区に集約させていただきたいと思います。

別紙の連絡様式を使い、**保育実施日以外で確実に連絡が取れる連絡先及び担当者を記載し、各区 こども家庭支援課にFAX**でご連絡いただくようお願いします。

なお、ご提供いただいた連絡先については、新型コロナウイルスへの対応の際の連絡のみに使用 させていただき、それ以外の目的では使用いたしません。

<担当連絡先>

保育·教育運営課:671-3564

<各区こども家庭支援課 FAX番号>(中区の番号に誤りがありました)

鶴見区	510-1887	金 沢 区	788-7794
神奈川区	321-8820	港北区	540-2426
西区	322-9875	緑区	930-2435
中 区	(正) 224-8159	青 葉 区	978-2422
南 区	341-1145	都 筑 区	948-2309
港南区	842-0813	戸 塚 区	866-8473
保土ケ谷区	333-6309	栄 区	894-8406
旭 区	951-4683	泉区	800-2513
磯 子 区	750-2540	瀬 谷 区	367-2943

【保育所等緊急連絡先】

1	名	称:
2	住	所:
3	担当者	f名:
4	連 絡	先(いずれかを選んでください)
		□ 電話:
		□ E-mail:
れる	の提供に「場合は、「	⊿をし
信を	えで、FAX お願いしる	

- □ 新型コロナウイルスの対応について、次の2点について同意します。
 - ・区役所に対して、保育実施日以外の連絡先を提供します。
 - ・新型コロナウイルスに関する連絡について、提供した連絡先に対する区役所からの連絡を受けます。

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 保育所等の一層の登園自粛要請について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日に政府による「緊急事態宣言」及び、神奈川県からの通知を受け、本市においても令和2年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」で、ご家庭での保育が可能な場合には、登園を控えていただくよう、協力のお願いをさせていただきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が止まる気配を見せず、保育所等においても新型コロナウイルスの陽性となる関係者が出る状況となっています。これまでも保育所等においては、感染拡大防止に向けて可能な対応はとっていますが、保育という業務の性質上、いわゆる「3密」(「密閉」「密集」「密接」)をなくすことは困難であり、皆様に自粛いただくことで、特に密集状態の改善を図ることができると考えています。社会全体の感染拡大を食い止めるためにも、保護者の皆様にもご協力いただき、これまで以上に登園を自粛していただくよう、改めてお願いいたします。

これを踏まえ、登園自粛をお願いする期間について、保育の対象とする方の保護者の職業 要件について、具体的にお示しいたします。なお、お示しする職業に当てはまらない場合な どで、真に保育が必要である場合については、個別に各園にご相談ください。

(各園には、個別相談への対応を依頼しています。)

保護者の皆様やお子様にも、ご不便や様々な制限をお願いすることとなりますが、新型コロナウイルスの拡大を抑制し、早期の収束を目指すという趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

【保護者の職業要件等】

(「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」の『社会生活を維持する上で必要な施設』に該当する職業) **園児の両親がともに下記職業要件に該当するなど、ご家庭での保育が困難な状況にある場合**。

- ①医療関係従事者(医師、看護師、薬剤師、保健師等)
- ②ライフラインを支える職の従事者(公共交通機関、水道、ガス、電気等)
- ③福祉施設等の従事者(高齢者施設、障害者施設、保育所等)
- ④生活必需物資販売施設等の従事者(卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等)
- ⑤その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者(警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運送関係等)
- ※上記の職業要件に該当されている方についても、どうしても必要な日のみや時間短縮など 必要最小限のご利用にしていただきますようお願いします。

<担当連絡先>

保育・教育運営課:671-3564